

## 交通局無事故表彰実施要綱

平成9年 8月1日

9川交庶第528号

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市交通局企業職員服務規程（平成18年交通局訓令第1号）第26条の規定に基づき、乗務成績が特に優秀で他の模範と認められる旅客自動車の運転の職務に従事する者（以下「運転手」という。）の無事故表彰（以下「表彰」という。）に関し必要な事項を定め、事故の絶滅を期することを目的とする。

(表彰の種類及び方法)

第2条 公務上の有責事故（以下「事故」という。）を発生させなかった期間（以下「無事故期間」という。）が継続して次に掲げる年数に達した運転手に対して、本要綱により交通局長（以下「局長」という。）が表彰する。

- (1) 10年
- (2) 20年
- (3) 25年
- (4) 30年

2 表彰状は、営業所において所属長（鷲ヶ峰営業所菅生車庫においては、鷲ヶ峰営業所担当課長（菅生車庫担当）。以下同じ。）が授与する。

(事故の定義)

第3条 事故は、当方有責度合50パーセント以上のものとする。

(無事故期間の計算)

第4条 無事故期間は、運転手として任用され初任の研修期間終了の翌月（ただし、終了日がその属する月の10日以前である場合は当月）の1日から起算し、毎年3月31日を基準日とする。

2 無事故期間は、月により期間を計算する。

3 無事故期間の算定については、次に掲げる期間又はこれらの期間を合算した期間を除算する。ただし、第1号から第9号までに掲げる期間又はこれらの期間を合算した期間が180日以下である場合は当該期間は除算しないものとする。

(1) 育児休業期間

(2) 病気休暇期間

(3) 介護休暇期間

(4) 部分休業期間

(5) 大学院修学休業期間

(6) 自己啓発等休業期間

(7) 配偶者同行休業期間

(8) 育児短時間勤務（短縮分に相当する期間）

(9) 産前産後休暇

(10) 専従休職期間

(11) 組合休暇期間

(12) 停職期間

(13) 休職期間

(14) 不参期間

(15) 欠勤期間

(16) 免許停止期間

4 前項の期間の計算にあたり、日を月に換算する場合は、30日をもって1月（端数日処理は、15日以下は切り捨て、16日以上は1月とする。）とし、時間を日に換算する場合は、分単位で取得できるものについては7時間45分をもって1日（7時間45分未満の端数は切り捨てる。）とし、その他のものについては8時間をもって1日（8時間未満の端数は切り捨てる。）

とする。

(欠格基準)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者の表彰は、翌年度に繰り延べるものとする。

(1) 基準日以前1年間及び基準日の翌日から表彰日の間に懲戒処分又は免許停止の処分を受けた者

(2) 基準日以前1年間に休職、不参、欠勤、病休（公務・通勤災害に認定された負傷・疾病によるもの等を除く）がある者

(事故を発生させた場合の無事故期間の計算)

第6条 事故を発生させた場合の無事故期間の計算は、第4条第1項の規定にかかわらず、当該事故を発生させた日の属する月の翌月から、新たに無事故期間を計算する。

2 前項の規定により、第2条第1項各号に掲げる年数に達した場合については、該当する表彰の受賞歴がある者は、表彰の対象としない。

(表彰手続)

第7条 表彰は、各所属長が別記様式を安全・サービス課長へ提出し、安全・サービス課長が局長に内申するものとする。

(表彰時期)

第8条 表彰は、年1回7月に行う。

(その他必要事項)

第9条 その他この要綱の施行について必要な事項は、局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成9年8月1日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 施行後最初に行う運転手の表彰は、第10条の規定にかかわらず、平成9年10月に行う。

(営業所別団体無事故表彰制度要綱の廃止)

3 営業所別団体無事故表彰制度要綱(昭和63年62川交庶1615号)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年1月1日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年2月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

